

町民課

固 年金係(127)

(いい) (みらい)

11月30日は「年金の日」

厚生労働省では、「国民一人一人、ねんきんネット等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」としています。

この機会に、ご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、次のようなさまざまな機能がご利用いただけます。

- 将来の年金見込額の試算
- 電子版「ねんきん定期便」の閲覧
- 受給に関する各種通知書の確認 など

ご利用方法には2つの方法があります。

- マイナポータルからログイン
- 日本年金機構ホームページからログイン

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

○日本年金機構ホームページ(ねんきんネット)

https://www.nenkin.go.jp/n_net/



●年金額を増やすことができる **とてもお得な「付加年金」**を知っていますか？

国民年金の第1号被保険者や任意加入被保険者の方が、定額保険料(月額16,520円)に加えて、付加保険料(月額400円)を納めた場合、年額で【200円×付加保険料を納めた月数】の付加年金が加算されます。

- 付加保険料を納めた場合は、以下の年金額を受け取れます。

例1

1か月間付加保険料を納めた場合

納付済保険料⇒**400円**

増加 年金額	納付済保険料額			4年目 以降 同様
	1年目	2年目	3年目	
	200円	200円	200円	

例2

5年間付加保険料を納めた場合

納付済保険料⇒**24,000円**(400円×60ヵ月)

増加 年金額	納付済保険料額			4年目 以降 同様
	1年目	2年目	3年目	
	12,000円	12,000円	12,000円	

上記のように、2年間で元を取るようになるため、大変お得です！



- 申請できるのは、定額保険料を納めている第1号被保険者や任意加入被保険者の方です。免除を受けている方、厚生年金に加入している方やその配偶者で扶養となっている方は対象外です。
- 付加保険料を納めるには町民課年金係で申込みが必要です。
- 付加保険料の納付は、申込みした月分からとなります。
- 国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません。